平成２６年（フ）第７７号
茨城県つくば市松代３丁目25番地　１棟303号
債務者　岩間　一仁
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２６号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿424番地１　コーポ山進201
債務者　岩岡　誠隼
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第７４８号
埼玉県川口市青木２丁目２番37―307号　シャロン川口
債務者　嶋田　孝子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７８７号
埼玉県新座市新座２丁目11番６号
債務者　渡邉るり子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８１５号
さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ203号
債務者　桑村　節子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
埼玉県熊谷市宮本町17番地１　トワエモア５―A
債務者　島　　雄彦
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６１号
千葉県四街道市和田10番地２
債務者　大塚　友美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６６号
千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地360　サンホーレハイツ205号
債務者　菅野とし子（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１７０号
千葉県富里市七栄646番地20　サミューズ201
債務者　新井　芳幸
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７４号
岡山県倉敷市中島144番地３　サンガーデン倉敷Ｂ―201
債務者　岡本美智子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1027番地２、前住所岡山県倉敷市中畝４丁目５番16号　メゾン・ド・シュクル202号
債務者　池﨑　玲加
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市福田町浦田2378番地405
債務者　皆木　　徹
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
岡山県笠岡市小平井3012番地５　日鋼団地Ｆ棟202号
債務者　奥野まゆみ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
岡山県笠岡市吉浜587番地２
債務者　田邊　利絵
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１２８３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―５号棟802号
債務者　中村　照子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９３号
神奈川県茅ヶ崎市堤90番地２　コーポダイゼンＡ棟203号室
債務者　中崎　惣一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部